特　記　仕　様　書

第１　章　　総　　則

第　１　節　　適　　用

１　本特記仕様書は、　設計第34号　市道菅田本線（４工区）道路改良工事　　に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　（令和８年８月　広島県）

※土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載されている。

URL:http://choutatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第　２　節　　中間検査

１　　請負金額２，０００万円以上の工事は、中間検査の対象とする。

２　　中間検査の実施は、工事の主要工程等を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うこととし、時期選定は監督職員が行う。

３　　原則として、請負代金額が２，０００万円以上２億円未満の工事は、中間検査を１回実施し、２億円以上の工事は２回実施する。

第　３　節　　現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

（１）請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては、９，０００万円）未満

（２）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（３）建設工事請負契約約款第20条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（４）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（５）前３号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（６）その他、特に発注者が認めた期間

第　４　節　　現場代理人の兼務

１　　受注者は、前節（１）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。

（１）兼務する工事が公共工事であること

（２）兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること

（３）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

２　　受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては、９，０００万円）以上の工事で密接な関係があり、同

一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。

（１） 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること

（２） 兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること

（３） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

３　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務できないものとする。

（１） 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき

（２） 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき

（３） その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき

４　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第　５　節　情報共有システム

１　請負金額５００万円以上の工事（災害復旧工事は除く）は本システムの利用対象工事とする。ただし、対象外の工事であっても受注者が希望する場合は本システムを利用することができる。

２　本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム（市町利用）

http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html

第　６　節　工事現場の現場環境改善費

１　本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費を計上している。

２　現場環境改善等については、次の項目のうち５つの内容を実施する費用を見込んでいる。現場環境改善等の実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容を原則５つ設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。

[項目１]現場環境改善（仮設備関係）

実施する内容の例：(1)用水・電力等の供給設備，(2)緑化・花壇，(3)ライトアップ施設，(4)見学路及び椅子の設置，(5)昇降設備の充実，(6)環境負荷の低減

[項目２]現場環境改善（営繕関係）

実施する内容の例：(1)現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む），(2)労働者宿舎の快適化，(3)デザインボックス（交通誘導警備員待機室），(4)現場休憩所の快適化，(5)健康関連設備及び厚生施設の充実等

[項目３]現場環境改善（安全関係）

実施する内容の例：(1)工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等），(2)盗難防止対策（警報機等），(3)避暑（熱中症予防）・防寒対策

[項目４]地域連携

実施する内容の例：(1)完成予想図，(2)工法説明図，(3)工事工程表，(4)デザイン工事看板（各工事PR看板含む），(5)見学会等の開催（イベント等の実施含む），(6)見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営，(7)パンフレット・工法説明ビデオ，(8)地域対策費（地域行事等の経費を含む），(9)社会貢献

３　工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮するものとする。
４　写真管理基準に基づき実施状況の写真を撮影すること。

第　７　節　週休２日制工事（発注者指定型）

本工事は、週休２日制工事（発注者指定型）であり、「三次市週休２日適用工事等実施要領」に基づき実施すること。

第　８　節　主任技術者の配置要件等

広島県共通仕様書1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第　９　節　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
２　受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
３　法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第２章　材　料

第　１　節　寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

１　対象構造物

令和　８年　１２月　１日から　令和　９年　２月　２６日 までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

２　養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

３　打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第３章　施工条件

第　１　節　工　程

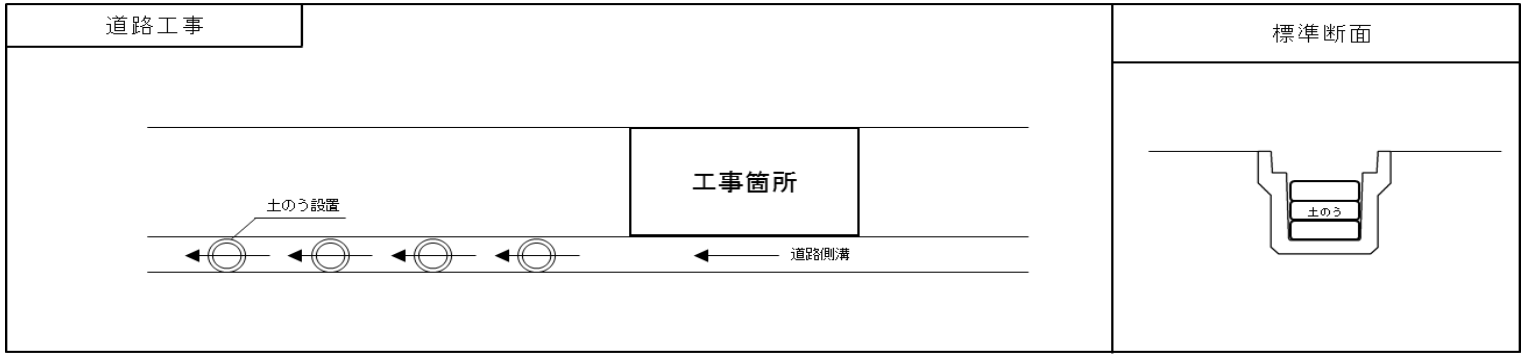
１ 関連する別途工事

工　事　名	道路改良工事
影　響　箇　所	NO.18～NO.40
他工事の内容	車道舗装工事等
時　期	令和8年4月 から 令和9年1月

第　2　節　　公害対策

1 濁水・湧水処理（道路工事用）

1　本工事では濁水処理（沈砂池）の施工を見込んでいる。当施設は、任意仮設とする。
2　下記の図を標準とするが、これによらない場合も同等の施設を施工する事とし監督職員の了解を得て工事着手すること。
3　工事発注後に明らかになった、やむを得ない事情により、上記により難い場合は、発注者と受注者が協議するものとする。



第　3　節　　盛　土

1 購入土［搬入］（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、　　４１㎥（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

（1）当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

（2）（1）により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

（3）使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第 4 章　　その他

1　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
2　工事着手前に漁業組合と協議を行い、同意書等の承諾を得ること。なお現地立会については、発注者及び漁協組合と調整すること。